

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十号

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年半田市規則第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号を削る。

第七条第二項を削る。

第八条の二第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(半田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第二条 半田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年半田市規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「経験者採用試験」の下に「(第十条第三項において「経験者採用試験」という。)を加える。

第十条第三項中「職員となつた者の職務」を「職員となつた者その他市長の定める職員(以下「経験者試験等採用者」という。)の職務」に、「当該新たに職員となつた者」を「当該経験者試験等採用者」に改める。

第十一条第一項第二号中「前条第三項の規定により職務の級を決定された職員(以下この号において「経験者試験採用者」という。)」を「経験者試験等採用者」に、「当該経験者試験採用者」を「当該経験者試験等採用者」に改め、同項第四号中「第二号に掲げる職員」を「経験者試験等採用者」に改め、同条第二項中「前項第二号に掲げる職員」を「経験者試験等採用者」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第十二条第一項中「経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者」を「経験者試験等採用者」に改める。

第十三条の表中

	高校二卒	
中学卒		十一
九		

を

高校二卒		十一
------	--	----

に改める。

第十四条第一項中「別表第七の三に定める昇給号給数表」を「別表第七の三に定める行政職給料表（一）七級以下職員昇給号給数表」に改め、「上段に掲げる号給数」の下に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるものにあつては、別表第七の三口に定める行政職給料表（一）八級以上職員昇給号給数表のC欄に掲げる号給数）」を加える。

第二十六条第三項中「第十条第三項の規定により職務の級を決定された職員」を「経験者試験等採用者」に、「同条」を「第十条」に改める。

第四十条中「降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給」に改め、同条に次の二号を加える。

一 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）

二 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの 降号した日の前日に受けていた号給より一号給下位の号給

別表第一の行政職給料表（一）九級の項を削り、同表の医療職給料表（二）を削る。

別表第二イの表を次のように改める。

（別紙のとおり）

別表第二ロの表中「13」を「5」に改め、同表ハの表、二の表及びホの表を削る。

別表第五を次のように改める。

（別紙のとおり）

別表第六イの表中

一般	採用試験	大学卒	2	4	7	2
		短大卒	5	4	6	2
		高校卒	7	5	5	2

を

一般	採用 試験	大学卒	2	4	7	2	
		短大卒	5	4	6	2	
		高校卒	7	5	5	2	
大学卒		2	4	7	2		
短大3卒		3	4	7	2		
短大卒		5	4	6	2		
高校卒		7	5	5	2		
保健師、 看護師、 栄養士、 理学療法士、 作業療法士、 歯科衛生士、 心理士							

に改め、同表口の表中「9」を

「6」に改め、同表ハの表、二の表及びホの表を削る。

別表第七から別表第七の三までを次のように改める。

(別紙のとおり)

(半田市職員の管理職手当支給規則の一部改正)

第三条 半田市職員の管理職手当支給規則(昭和四十二年半田市規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表医療職給料表一の項から医療職給料表三の項までを削る。

(半田市職員の住居手当支給規則の一部改正)

第四条 半田市職員の住居手当支給規則(平成二十九年半田市規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「条例第十二条に規定する扶養親族で条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この条において同じ。」を「職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

第四条中「(定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員をいう。))を除く。)」を削り、「職員以外の地方公務員、国家公務員

又は単身赴任手当支給規則第五条第一項に規定する者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

(半田市職員の単身赴任手当支給規則の一部改正)

第五条 半田市職員の単身赴任手当支給規則(平成二年半田市規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」が」に改める。

第五条第二項中「任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者」を「市長が規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第三項第七号中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員」に改め、「定年前再任用に伴い」との下に「、「第二条」とあるのを「前項」とを加える。

(半田市職員の定年による退職の特例に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第六条 半田市職員の定年による退職の特例に関する規則等の一部を改正する規則(令和六年半田市規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

(半田市職員の期末手当支給規則の一部改正)

第七条 半田市職員の期末手当支給規則(平成二年半田市規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表医療職給料表一の項から医療職給料表三の項までを削る。

(半田市職員の超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当支給規則の一部改正)

第八条 半田市職員の超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当支給規則(平成二十二年半田市規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項を削り、同条第二項中「十七」を「十八」に改め、同項を同条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(切替日における昇格、降格した職員の号給の特例)

第二条 令和七年四月一日(以下「切替日」という。)(に昇格又は降格(以下この条において「昇格等」という。))した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして半田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「初任給等規則」という。)(第二十二條又は第二十三條の二の規定を適用する。

(行政職給料表(二)の適用を受ける職員の初任給に関する経過措置)

第三条 切替日以後に新たに職員となり、行政職給料表(二)の適用を受ける者となったものうち、その者の有する学歴免許等の資格が初任給等規則別表第三の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、市長が定める。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第四条 この規則による改正後の半田市職員の単身赴任手当支給規則第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

(雑則)

第五条 前三條に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第2 初任給基準表(第10条、第11条関係)

イ 行政職給料表(一)初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	採用試験	大学卒	1級29号給
		短大卒	1級19号給
		高校卒	1級9号給
保健師 看護師		大学卒	1級41号給
		短大3卒	1級37号給
		短大卒	1級33号給
栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士 心理士		大学卒	1級33号給
		短大3卒	1級29号給
		短大卒	1級23号給

備考

職種欄の「保健師」及び「看護師」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定めるところによる。

別表第5 経験年数調整表（第14条の2関係）

学歴区分 (甲)	学歴免許等の区分															
	基準学歴区分			学歴区分(乙)												
	大学 卒	短大 卒	高校 卒	博士 課程 修了 (大学 6卒 後の もの に限 る。)	博士 課程 修了	修士 課程 修了	専門 職学 位課 程修 了	大学 6卒	大学 専攻 科卒	大学 4卒	短大 3卒	短大 2卒	短大 1卒	高校 専攻 科卒	高校 3卒	高校 2卒
博士課程修了	+5年	+6.5年	+9年	-1年		+3年	+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+6.5年	+8年	+8年	+9年	+10年
修士課程修了	+2年	+3.5年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
専門職学位課程修了	+2年	+3.5年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学6卒	+2年	+3.5年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学専攻科卒	+1年	+2.5年	+5年	-5年	-4年	-1年	-1年	-1年		+1年	+2年	+2.5年	+4年	+4年	+5年	+6年
大学4卒		+1.5年	+4年	-6年	-5年	-2年	-2年	-2年	-1年		+1年	+1.5年	+3年	+3年	+4年	+5年
短大3卒	-1年	+0.5年	+3年	-7年	-6年	-3年	-3年	-3年	-2年	-1年		+0.5年	+2年	+2年	+3年	+4年
短大2卒	-2年	0.5年	+2年	-8年	-7年	-4年	-4年	-4年	-3年	-2年	-1年	0.5年	+1年	+1年	+2年	+3年
短大1卒	-3年	-1.5年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1.5年			+1年	+2年
高校専攻科卒	-3年	-1.5年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1.5年			+1年	+2年
高校3卒	-4年	-2.5年		-10年	-9年	-6年	-6年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2.5年	-1年	-1年		+1年
高校2卒	-5年	-3.5年	-1年	-11年	-10年	-7年	-7年	-7年	-6年	-5年	-4年	-3.5年	-2年	-2年	-1年	
中学卒	-7年	-5.5年	-3年	-13年	-12年	-9年	-9年	-9年	-8年	-7年	-6年	-5.5年	-4年	-4年	-3年	-2年

別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）

イ 行政職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		

50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					

107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

□ 行政職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82
29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97

51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97
61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	
93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		

107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		
125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

別表第7の3 昇給号給数表(第14条、第35条関係)

イ 行政職給料表（一）7級以下職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

- 1 この表は、行政職給料表（一）適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの以外の職員に適用する。
- 2 この表に定める上段の号給数は条例第5条第5項第1号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同号の規定の適用を受ける職員に適用する。

ロ 行政職給料表（一）8級以上職員昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考

この表は、行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに適用する。